

「住まうビジョン・大阪（案）」に意見を提出 ～罹災後の経済的な備えとして損害保険の活用と普及促進を提案～

日本損害保険協会近畿支部委員会（委員長：岡田 英明・損害保険ジャパン株式会社 常務執行役員）では、大阪府が 2026 年 9 月 17 日に公表した「住まうビジョン・大阪（「大阪府住生活基本計画」）（案）」に関するパブリックコメントに対し、10 月 19 日に意見を提出しました。

当支部では、今後も行政や関係機関と協力し、地域の防災・減災に資する取組を推進していきます。

【パブリックコメントの概要】

令和 3 年度から 10 年間を対象とした現在の「住まうビジョン・大阪」は、計画の達成状況の評価や社会・経済の変化等を踏まえ、おおむね 5 年を基本として必要に応じて計画の見直しを行うこととしています。

このたび、令和 8 年 3 月に国において策定された令和 8 年度から 10 年間を計画期間とする新たな「住生活基本計画（全国計画）」や、令和 8 年 1 月に大阪府住生活審議会から答申された「大阪における今後の住宅・建築政策のあり方について」を踏まえ、次期計画として「住まうビジョン・大阪（「大阪府住生活基本計画」）（案）」をとりまとめましたので、「大阪府パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、府民の皆様からのご意見・ご提言等を募集します。

【意見内容の概要】

本計画の目的、住宅・建築政策の基本的な方針について、全面的に賛同します。
その上で、以下について提案します。

- ・ 3. 安全なくらしを支える (1) 災害に強いまちづくりの推進・災害復興までを見据えた平時からの体制整備 (P. 17) に関して

罹災後の経済的な備えとして、損害保険（すまいの保険、地震保険）や共済の活用およびその普及促進を、本計画に盛り込んでいただくことを提案します。

近年、地震・台風・豪雨などの災害が頻発化・激甚化していることを踏まえると、罹災後の復旧・復興を着実に進めるためには、被災者の迅速な生活・経済再建が重要です。その備えとして、すまいの保険や地震保険などの損害保険等を活用することは極めて有効です。平時からの体制整備の一環として、府において関係団体と連携して、損害保険や共済の更なる普及を推進していただくようお願いいたします。

- ・ 3. 安全なくらしを支える (2) 住宅・建築物の安全性の確保 (P. 18) に関して

住宅・建築物の耐震化推進にあたって、「地震保険」の割引制度について、本計画に盛り込んでいただくことを提案します。

「地震保険」は、民間保険会社が負う地震保険責任を政府が再保険する官民共同の制度であり、公共性が高く、被災後の生活の安定に資する保険です。また、建物の免震・耐震性能等に応じた保険料の割引制度があります。この割引制度を周知することにより、耐震診断・耐震改修等の耐震化が促進されることが期待されます。

- ◆ 「地震保険」の割引制度（参考：財務省「地震保険制度の概要」）

https://www.mof.go.jp/policy/financial_system/earthquake_insurance/jisin.htm

- ・**「耐震等級割引」保険料の割引率：耐震等級3(50%)、耐震等級2(30%)、耐震等級1(10%)**

対象物件が、**「住宅の品質確保の促進等に関する法律」**に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める**「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」**に定められた耐震等級を有している場合

- ・**「耐震診断割引」保険料の割引率：10%**

対象物件が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合

- ・**「建築年割引」保険料の割引率：10%**

対象物件が、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合

＜参考＞日本損害保険協会「地震保険特設サイト」(<https://www.jishin-hoken.jp/>)